

## 議案第16号

### 東広島市外国語指導助手設置規則の制定について

東広島市外国語指導助手設置規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成29年5月25日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

外国語指導助手の報酬の額、勤務時間その他の勤務条件を定めることを目的として、東広島市外国語指導助手設置規則の全部を改正するため、この議案を提出するものである。

#### 2 制定案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

公布の日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手設置規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市外国語指導助手設置規則

東広島市外国語指導助手設置規則（平成24年東広島市教育委員会規則第10号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 委嘱及び職務（第3条）
- 第3章 任用期間等（第4条－第6条）
- 第4章 報酬その他の給付（第7条－第10条）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条－第19条）
- 第6章 服務（第20条－第28条）
- 第7章 懲戒（第29条）
- 第8章 公務災害補償等（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 東広島市立小学校及び東広島市立中学校（以下「学校」という。）における外国語教育の指導の充実を図ることを目的として、東広島市外国語指導助手（以下「外国語指導助手」という。）を設置する。

（身分等）

第2条 外国語指導助手は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として、語学指導等を行う外国青年招致事

業により、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は学校において語学の指導等を行うものとする。

- 2 外国語指導助手に関し必要な事項で、この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令、市の条例及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の定めるところによる。

## 第2章 委嘱及び職務

（委嘱及び職務）

第3条 外国語指導助手は、教育委員会が委嘱する。

- 2 外国語指導助手は、所属長（教育委員会学校教育部指導課の長をいう。以下同じ。）又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校における外国語に関する授業等の補助
- (2) 外国語に関する教材の作成の補助
- (3) 外国語を担当する教員等に対する研修の補助
- (4) 特別活動、部活動等への協力
- (5) 外国語を担当する指導主事、教員等に対する語学に関する情報の提供
- (6) 外国語能力コンテスト等への協力
- (7) 地域における国際交流活動への協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、所属長又は校長が必要と認める職務

- 3 外国語指導助手は、所属長の指示に従って学校を巡回し、若しくは特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

## 第3章 任用期間等

（任用期間）

第4条 外国語指導助手の任用期間は、1年間とする。

- 2 教育委員会は、前項の任用期間が満了した後、外国語指導助手が必要な能力を有すると認める場合には、当該外国語指導助手について、1年間任用期間を更新することができる。ただし、引き続く5年間の任用期間が経過した場合は、この限りでない。

（退職）

第5条 外国語指導助手は、やむを得ない理由により、前条の任用期間が満了する前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに教育委員会に申し出なければならない。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手を解嘱することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で、改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務をしないことの原因が職務若しくは通勤による災害である場合又は第15条第1項第5号若しくは第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了後の30日間を除く。）を超えた場合
- (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、議会において予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って外国語指導助手を解嘱することができる。

#### 第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第7条 外国語指導助手に係る特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）別表第1の2の表の任命権者が定める報酬の額は、次の表のとおりとする。

区 分	報酬月額
1年目	280,000円
任用期間の更新がされた場合における2年目	300,000円
任用期間の更新がされた場合における3年目	325,000円
任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	330,000円

2 報酬は、毎月17日（その日が勤務を要しない日又は第12条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い勤務を要しない日及び休日以外の日）に支給する。

3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したとき

は、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

- 4 報酬の1時間当たりの額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

(報酬の減額)

第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務をしなかった場合は、この規則に別段の定めがある場合を除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項の規定により計算した1時間当たりの額を同条第1項に定める報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額することができなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償)

第9条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の定めるところにより、費用を弁償する。

- 2 教育委員会は、別に定めるところにより、赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国のための費用は、外国語指導助手が次に掲げる要件のすべてを満たす場合に弁償するものとする。

(1) 第4条第1項の任用期間が満了すること。

(2) 任用期間が満了する日の翌日から1か月以内に、日本において教育委員会又は第三者に任用され、又は雇用契約を締結しないこと。

(3) 任用期間が満了する日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責めに帰することができない理由により任用期間が満了する前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国のための費用を弁償することができる。

(損害賠償)

第10条 教育委員会は、外国語指導助手が正当な理由なく任用期間が満了する前

に帰国したことその他の事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を求めることができる。

## 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

### (勤務時間)

第11条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき35時間とする。

2 外国語指導助手の勤務時間は、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、休憩時間は、月曜日から金曜日までの毎日午後零時30分から午後1時15分までとする。

3 外国語指導助手は、日曜日及び土曜日については、勤務することを要しない。

4 前項の規定にかかわらず、所属長は、必要があると認めるときは、外国語指導助手に対し、日曜日又は土曜日に勤務することを命ずることができる。この場合においては、その日が属する週（日曜日から土曜日までの期間をいう。）を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においては、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

### (休日)

第12条 外国語指導助手の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務することを命ずることができる。

### (年次有給休暇)

第13条 外国語指導助手に対し、第4条第1項に定める任用期間中に20日間の年次有給休暇を付与する。この場合において、その取得の単位は、1日又は1時間とする。

2 外国語指導助手について第4条第2項の規定による任用期間の更新があった場合には、12日間を限度として、年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

- 3 所属長は、外国語指導助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げると認める場合は、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第14条 外国語指導助手は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間を、有給の病気休暇として取得することができる。

- 2 病気休暇の期間は、その開始の日から起算して20日を超えることができない。この場合において、病気休暇の承認を受けた期間の末日と他の病気休暇の承認を受けた期間の初日との間が7日に満たないときは、これらの二の期間は連続するものとみなす。

- 3 前項の期間には、勤務を要しない日及び休日の日数を含むものとする。

(特別休暇)

第15条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。

- (1) 外国語指導助手の親族が死亡した場合 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間

ア 父母、配偶者又は子が死亡した場合 連続する10日の範囲内の期間

イ 兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合 連続する5日の範囲内の期間

- (2) 本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間

- (3) 災害により外国語指導助手の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間

- (4) 外国語指導助手が通勤に用いる交通機関の事故等により交通が途絶した場合 当該途絶が解消するまでの期間

- (5) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

- (6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

- (7) 女子の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれ30分以内の期間

- (8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(10) 前各号に掲げるもののほか、所属長が特に必要と認めた場合 所属長が特に必要と認めた期間

2 前項第1号から第4号まで及び第10号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。

（休職）

第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、教育委員会は、外国語指導助手が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務することができない日が連続して20日を超える場合において、当該外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) 職務による負傷又は疾病により勤務することができない場合は、当該休職の期間中は、報酬の額から公務災害補償等によって得られる給付の額を差し引いた額を支給する。

(2) 前号に掲げる事由以外の事由により勤務することができない場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務することができない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の2分の1に相当する額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

3 第14条第3項の規定は、前2項の期間を算定する場合に準用する。

（起訴休職）

第17条 教育委員会は、外国語指導助手が刑事事件に関し起訴されたときは、当該外国語指導助手を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中は、報酬の6割に相当する額を支給する。

（勤務禁止）



第18条 教育委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 病毒を伝ばさせるおそれのある感染性の疾病にかかり、感染の防止のための措置を講じていないこと。

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかったこと。

(3) 前2号に掲げる疾病に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかったこと。

2 前項の場合におけるその勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 外国語指導助手は、第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得の理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を受けなければならない。

2 外国語指導助手は、第15条第1項第5号から第9号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届けることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 外国語指導助手は、病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合又は休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要があると認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

4 前項の規定にかかわらず、所属長は、必要があると認めるときは、3日以内の休暇を取得する場合であっても、診断書の提出を求めることができる。

5 外国語指導助手は、第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務の禁止の原因となる事実が生じた場合は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

## 第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第20条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(勤務成績の評定)

第21条 教育委員会は、外国語指導助手の執務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評定を行うものとする。

(職務専念義務)

第22条 外国語指導助手は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責の遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第23条 外国語指導助手は、教育委員会又は語学指導を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第24条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(セクシャルハラスメントの禁止)

第25条 外国語指導助手は、性的な言動によって他の職員に不快感を与え、又は就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第26条 外国語指導助手は、教育委員会の許可を受けなければ、会社その他の団体の役員となり、若しくは教育委員会以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第27条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等の運転の制限)

第28条 外国語指導助手は、勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

## 第7章 懲戒

(懲戒処分)

第29条 教育委員会は、外国語指導助手について次の各号のいずれかに該当する

事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の2分の1に相当する額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月分の報酬の10分の1に相当する額を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は、支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する手当を支給しない。

#### 第8章 公務災害補償等

##### （公務災害補償）

第30条 外国語指導助手は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

##### （公務外の災害補償）

第31条 教育委員会は、海外旅行傷害保険契約を締結することにより、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。